

弁護士会の調停(災害 ADR)

がんばれ 熊本!



熊本県弁護士会紛争解決センターは、被災された方々の笑顔をとりにもどすため、令和2年7月豪雨に関連したトラブルを解決するお手伝いをします。

1. 令和2年7月豪雨により、建物が浸水・損壊したことによる賃貸借関係のトラブルや、私有地からの瓦礫や土砂崩れ等による近隣間トラブルの発生により、当事者だけでは解決できないで悩んでおられませんか？
このような場合には、ぜひ弁護士会の調停(災害 ADR)をご利用下さい。
2. 弁護士会の調停(災害 ADR)は、民事上の紛争について、弁護士があっせん人として当事者双方の言い分をよく聞いて、話し合いで紛争の円満な解決をめざすものです。裁判になるより迅速で、内容的にも柔軟性がある紛争の解決ができるとされています。原則として3回以内の期日での解決をめざします。熊本地震の際にも数多く利用されています。
申立手数料は無料です。紛争が解決した場合には当事者折半で裏面記載の成立手数料が発生しますが、事情によっては減額になる場合があります。
3. 裏面の申込用紙に、所定の事項を記入していただき、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に郵送またはFAXしていただくだけで簡単に申込みができます。
申込用紙を受理した後、担当弁護士(サポート弁護士)が選任され、同弁護士が利用者の方から申立ての内容を聞き取り、利用者の方に代わって申立書を作成しますので、利用者の方が自分で申立書を作成する必要はありません。

(お問い合わせ)

熊本県弁護士会紛争解決センター

住所：熊本市中央区京町1丁目13-11

電話番号：096-325-0913

FAX：096-325-0914

災害ADRの紛争解決の流れと費用



※ 本手続は紛争の話し合いによる解決をめざすものですから、相手方に話し合いに応じる意向がない場合には、その時点で手続を終了せざるを得ないことをご了承ください。

2 申立手数料は、無料です。

成立手数料として、下記の基準での金額を当事者折半でご負担頂きますが、事情によっては概ね30%の範囲で金額が減額となる場合もあります。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+3万円
300万円超～3000万円以下	1%+15万円
3000万円超	0.5%+30万円

(別途消費税が加算されます)

熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 096-325-0914)

災害ADR申込用紙

—令和2年7月豪雨関連—

※申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。

申込人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他		